

令和元年度第1回川口市緑化対策委員会議事概要

日 時 令和元年8月1日(木)
(開会:午後 2時00分 閉会:午後 3時50分)

会 場 第二庁舎 第3会議室

出席者 委 員 ◎土屋 一彬 ○寺山 樹生 江村 薫
 加藤 智弘 會田 正行 桐山 洋一郎
 石川 千加子 布施 富美子 託摩 憲治
 神山 裕則 加藤 良江 久保田 真一
 田村 真実 金園 祥彦 上原 桂子
(◎会長 ○副会長)

幹 事 技監兼都市計画部長 細萱 英也
 農政課長 安達 一広
 みどり課長 大塩 洋則
 公園課長 高木 圭二

開 会

会 長 挨 拶

幹 事 挨 拶(技監兼都市計画部長)

事 務 局 本日の出席状況(委員15名全員出席)を報告。
 「川口市緑化対策委員会条例」に基づき本会議の成立について宣言。
 会議録作成のため録音機の設置を報告、傍聴希望者はない旨の報告。
 配布資料の確認。
 条例の規定に基づき議事の進行を会長にお願いする。

議 長 議事録署名人に 石川委員 を指名。
 「議題(1) 報告事項、①保全緑地等の指定変更・解除について ②保存樹
 木等維持管理経費補助制度について」事務局に説明を求める。

事 務 局 資料1に基づき、説明する。

議 長 ただいまの報告に対し質問等はあるか。
 質問なし

議 長 次に「議題(1)、③川口市樹木管理指針の策定について」事務局に説明を
 求める。

議 長 「公園課が管理している樹木は」と書かれているが、どの辺までなのか。先程報告のあった保存樹木や保全緑地は、公園課が管理している樹木とどういう関係になっているかを説明していただきたい。

事 務 局 公園課で管理している樹木は公園内や各公共施設にあるものであり、施設管理者から依頼を受けた公園課が樹木管理を発注している。その他、街路樹、植樹帯他の維持管理も道路管理者から依頼を受けて管理を行っている状況である。樹木管理指針が策定されれば、保存樹木等の維持管理や剪定の仕方について、その整合性について確認させていただくこととなると考える。

議 長 資料1で保存樹木のなかでも市が所有しているものがあったり、保全緑地でも市所有の土地が一部あったりすると思うが、それはここで書かれている公園課管理の樹木とは違うという認識でよいか。

事 務 局 市が管理する保全緑地であれば、一緒である。
今年度は街路樹から検討するが、当初は公共施設のところも植樹帯の部分も、全部併せてやろうかという話もでていたが、内容を精査していくうちに、樹木の役割や管理の仕方が植樹帯であると建築限界で歩行者に支障をきたすなどいろんな弊害があり、管理のやり方は公共施設とは違うということがあったため、そこは分けて考えているということである。

委 員 これまでは、樹木の剪定はどのような経過で行っていたのか。
柳崎交番付近の街路樹は痛々しい感じがする剪定をしているが、道路を造った時に、どんな形にして、どういう手入れをしていくかという計画は無かったのか。

事 務 局 例えば樹木の上に電線があれば、頭を切るなど、そもそも植わっている樹木に適した維持管理、剪定等はなされていない。もともとそこに植えていた経緯も考えないで市のほうで設置した可能性もあるが、今現在道路環境にそぐわない樹木が散見される。そこを無理やり周りに影響がないように維持管理を行なっている状況である。

議 長 今回植栽の基準について検討されているようだが、なぜかこの樹木が植栽されてしまっていて、管理で苦労しているという不都合があるということで、今回はセットで包括的に方針を検討されるということか。

委 員 その通りである。

委 員 以前、埼玉県で畑知事の時代に大宮公園のけや木の切り方がみっともないということで、県として街路樹の検討委員会で指針を作った経緯がある。
指針があるということは重要である、指針があると、それなりの説明がつくので重要で川口らしいと思う。

委 員 樹木管理指針の選考委員としてお話しすると、今まで川口市では、樹木を

どのように維持管理すべきかというルールが無かった。道路が出来る際に街路樹の植栽についても、ルールはなかった。地元の方に意見を聞いて、その意見が通りやすい樹種であれば採用していたということで、統一的な基準はなかったの、指針があるということは重要である。

一方で落ち葉、景観、建築限界、むく鳥などの問題があるが、場当たりの維持管理をしているので、樹形や景観を維持することができない状態になっていた。

個別の苦情に対して、こういう方針で維持管理するということをルール化しないと起こった問題に対して100%受け入れざるを得ない状態になってしまう。こういう方針でやっているの、もう少し苦情を我慢してくださいと行政側が言えるルール作りになるのだろうと思っている。例えば、東京都中野区には「落ち葉受忍条例」というのがあり、落ち葉が落ちることに対して、受忍を求めている、街路樹があって落ち葉がでるのは当たり前、落ち葉がでるから樹木を切ってくれと言わないでという条例が昭和50年後半に区で制度化している。

世界的にも決まった苦情しか受け入れないという事をホームページでうたっている都市がある。行政によってはしっかりとしたルールを作っていることが実際に多いので、植木のまち安行でやっと、第2次みどりの基本計画で樹木管理指針を制定するという事を盛り込んでいるので第一歩になったのではないかと思っている。

委員 指針に基づいて、植栽の維持管理を造園業者に委託する中で、この道は合格とか不合格というようなものは出すのか。例えば街路樹が車の事故で損傷する事がある。保険会社から見れば木であり、市の決まりどおりにやってくれといっても、対賠償責任から考えれば、価値を弁償すればよいのではというふうになってしまう。

木ではないが同じ弁償するのでも規準が制定されておりそれに合わないとか合格証を発行できない、だから示談はできないと言われたことがあった。

規準を守ってくれないと弁償には値しないぐらいの位置づけにしたほうが、業者にも近隣の方にも迷惑かけない。また市行政にも負担がないのかと思ったがその辺りはどのように考えているか。

事務局 そこまでは考えてはいないが、そういった意見があれば、検討の材料とさせていただく。路線を緑の基本計画のなかで緑のネットワークと位置づけられている路線があるが、路線ごとにどのように植樹帯を維持管理するのか、あまり維持管理費コストをあげずに綺麗にしていきたいというイメージはある。

議長 今後検討することと思うが、川口市は良くなったが、その横で保全緑地から木が倒れてきたということがあると、本末転倒なのでいろいろ連動しながら進めていただきたい。

議長 「議題（2）審議事項、①保全緑地等の指定について」事務局に説明を求める。

議 長 確認だが、14本の申請があり、事務局としては5本のみ保存樹木として指定を受け付けるという形で検討していて、その根拠が景観であるということだが、この5本と景観の関係についてもう一度説明いただきたい。

事務局 5本については、マンション内からではなく外から見ることができ、それ以外の樹木については、マンションの中に立ち入らないと完全に見ることが難しいということで今回この5本とさせていただいた。

議 長 心配なのは、見えるかどうかということの判断が、内側をもっと覗くと見えるじゃないか、ということも当然あると思うが、ケヤキは季節によっては葉が変わるので、景観という観点で行うとしても、もう少し丁寧な説明を用意したほうが良いのではないかと感じた。

委 員 共同住宅の敷地内における指定の希望を出されたのは今回が初めてか。

事務局 これまではなかった。

委 員 今回の14本の申請をすべて指定可能とすると、次の共同住宅でも、指定してほしいと言ってくることにはならないだろうか。やはり対象の限度は必要で、外から見た景観で誰しも認めるところだけ指定したほうがよい。税金から補助金が出ることなので厳しくしたほうがよいかと思う。

委 員 生垣の申請というのはなかったのか。

事務局 もともとこの生垣は指定されていた。このマンションのこの図では次のページを見ると上のほうのページ写真③の部分であるが、生垣はすでに指定済である。加えて敷地内の14本ある樹木を新しく指定してくれないかという要望である。

委 員 見えるから指定するというのも一つのポイントで税金・補助金であり厳しくすることもあるが、例えば番号でいうと12・13・14では公開性があるという設定で、公開性があるようなものはもう少し広げたらどうかと思う。今回のマンションの申請については、良い例とする意味でも増やした方がよい。もう少し広げて考えることはできないか。

事務局 今のご意見のように、税金・補助金であるという意見と、もう少し広げた方がよいのではという意見もあるので、そういった皆様の意見を聞きながら検討していく。

委 員 これを許可すると、次から次へときてしまうということと、それとは別に一か所の保存樹木の管理経費補助の上限が3本までで30万円であるということは、今回の指定の要望は5本あるが、3本までしか指定しないということか。

事務局 剪定の補助と、毎年1本あたり5千円の奨励金については分けて考えてい

ただきたい。14本すべて指定すると1本あたり年間5千円をだすことは可能である。ただ剪定を行なう場合は1本あたり10万円で、年度最大3本まで上限は30万円までである。仮に14本指定したとすると順番に3本ずつ計画的にやっていけば剪定にかかる補助は全部もらえるということにはなると思う。また14本指定すれば、毎年5千円の管理の奨励金も出すことは可能であるが、市の予算上は膨らむということになるので、それを含めてどこまでが価値と考え、指定すべきだという意見をいただきたい。

委員 指定を多くすると次々に申請がきてしまい財政上の問題になるので、すぐにはいいとは言えないが、もし景観上の問題と補助金の上限があるのであれば、全部指定して、上限の範囲内で使うというのもいいのではないか。マンション管理組合では年間の予算は決まっていて、そのうち指定されてもされなくても、予算を補填するような意味合いで申請されているのだと思うので、統一的に全部指定してしまったほうが良いと思う。

また写真⑥は立ち入り禁止になっているので、本当は公開空地のように立ち入りできるようにしてもらえば、外側だけでなく中も入れれば、公共性が高く指定になると思う。そういう条件を付けて許可を出すと検討することもできるのではないかと思う。

委員 1本10万円で3本までのと、1本年間5千円出しますよという補助の上限はあるのか。14本なら7万円、例えば20本なら20本分だすのか。

事務局 20本一人で持っている事例はないが、だいたい一人1~2本ぐらいもっており、年間一人1万円程度お支払いしている場合がある、この場合は14本であれば7万円となる。それは毎年奨励金という形では可能であり、そこに上限はない。

委員 資料の案のとおり5本であれば2万5千円ということか。

事務局 その通りである。また剪定する時は単発で30万円ということである。

委員 この補助金の実績はどのようになっているのか。また予算としてはもっと使っていく方向性にあるのか。

事務局 資料の7ページ、一番下の制度の実績、予算額・決算額というところで、28年度は60万の予算に対して50万円、29年度・30年度と年度ごとに決算額は増えている。

委員 耐震関係の補助金関係で年に一度相談会があるが、そういった説明会や相談会をみどり課ではやってないのか。

事務局 実施したことはない。

予算額に対して決算額が増えているのは、この制度を説明してPRをさせていただいているためである。催し物として相談会は行っていないが、話をいただいた樹木所有者に説明する時にこういうしくみがあるのだということ

を職員から伝えて、使っていただくということで、ここ3年間で歳出額が増えているということである。

委員 予算も、少しでも増やしていただけたらありがたい。

事務局 財源との兼ね合いもあり、全ての財源ではないがみどり課所管の「環境みどり基金」で賄うことも考えられる。そこの兼ね合いも含めて増やしたい気持ちもあるが、今はまだ予算額を使い切っていないのでこの枠の中でということになると思う。

議長 いろんな意見が出た、事務局のほうで検討いただくと思うが、少なくとも現在の条例の文章上では、ここまでは認めるけど、ここまでは認めないとかは文章化されていない。この案件はどうするかというのは別に、そういうことの文章化というのはおそらく早急に検討していただく必要があり、是非お願いしたい。今回この1部だけということの理由で景観ということでも話していただいたが、それは緑の基本計画でそういうことを重視するという説明であったが、緑の基本計画は他の観点もあるので、例えば生物多様性の観点からすると手前だけ指定することにはならないと思う。ある程度木をまとまって残すことが大事という話になるので、全然違う判断になる可能性もある。緑の基本計画でこうだから、というだけでは充分ではない気がする。最終的には優先順位をつけるかと思うが、引き続き市の方で検討いただきたい。

委員 この資料の指定基準のイとはどういうことか。

事務局 資料2の2ページ、第5条で「保全のため認めるものは樹木についてその当該樹木の所有者の同意を経て指定することができる」その中で規則に定める基準というのがある。その下にある施行規則8条で、健全かつ適正な管理がなされているということで、アからキのいずれかに該当すれば、条例上は保存樹木に指定可能ということである。

委員 今の説明は、基準にない項目をあえて新しく持込むことについて意見ということなのか。基準にはないがこういう考え方をもち込むことについて如何ということであり、新たな規則に盛り込むことについてどうかという理解でよいか。

事務局 そういうことを含めてである。

委員 基準がないのを判断基準に持ち込むのは良くない。だから景観上の理屈になるかと思う。それで良い悪いを判断するのであれば。

事務局 いろいろ意見をいただいたので、事務局内部で検討し、何本にするのか、すべてにするのかについて会長・副会長に後程相談し、決定させていただくということを、この場で委員の皆さまにご了解いただければそういうやり方でお願いしたいがいかがか。

委 員 了承

議 長 そういう形ですすめさせていただきます。

議 長 続いて「議題（２）②保存樹木等維持管理経費補助制度の拡充について」事務局に説明を求める。

委 員 今回の議題は交付要綱を変更するかどうか、または予算上の拡充をするかどうかという理解でよろしいか。資料①の６ページ「鳩ヶ谷本町見沼用水沿い保全緑地のケヤキの剪定はまさに落ち葉対策のためにぶつ切りしたってという樹形である。持ち主は近所から苦情がきて切ったと思うが、保存樹木ならば、一定の景観を維持するような剪定をしないと、保存してもらいたいということに繋がらない。これから作られる樹木の管理指針に準拠するのもよいし、もう少し樹木管理の形に対して詳細な項目を入れないと、本末転倒になる気がする。是非この部分は具体的に維持管理の目標というか保存樹木に対してどういうことをしていったらいいのかということ盛り込んでいただきたいと思う。

事務局 検討させていただきます。

議 長 今回審議事項となっているが、具体的な提案がまだ出てないように思ったので、今日はもう少し広く補助制度についてのご意見をいただくということよろしいか。

事務局 はい。

事務局 補足であるが、制度を利用すべく職員が所有者と接するなかで、実際に近隣の住民の方からの苦情に大変苦慮していることが多く、やむなくバツサリ切るということがあるとの事である。それは確かにご指摘いただいた通り、要綱に書いてあるところと離れてしまっていることがあったので、今後勉強していくことがたくさんあると感じているところである。

今回、拡充について話したきっかけも５mという範囲が民地側の５mというところが、周りへの公開性という意味から５mより内側はあまり関係なく補助対象にしなくてもいいのではないかという議論があったので、５m以上の樹木は対象外とした経緯が過去にあった。ただ逆に民地側への影響があって、この補助金を使って樹木の剪定をしている方も多くなると、５m以上の部分はさることながら、５mより民地側というか道路側についても、近隣の方への不安を配慮すればやったほうがいいという事もある。別の方はそこだけやっても、落ち葉はもっと遠くから飛んでくるのだから、中のほうもやらせてくれよとか、いろいろご意見がある。５m以上以内で切るというのはあまり合理性がないと事務局でも考える点もあることから、事務局として懸念するのは、ご近所の方と樹木の所有者の方と軋轢がでてしまっているの、それについては周囲の方にもご理解いただけるような基準にしていかななくてはならないところと、樹木をお持ちの方が、広く使えるようにしたほうがいいのかないところもあり、こういう課題を出させていただき、補足させていただいた。

議 長 そもそも保全緑地と保存樹木と生垣は分けて議論したほうがよいと思う。状況が違うと思うので、混ぜると何について話しているのか分からなくなってしまふ。

保全緑地の場合と保存樹木の場合で、5mの意味合いが変わってくるのかもしれないし、その辺を今後整理していただければありがたい。

先程の3ページの地図では5mというのは、どういうふうに解釈されるのか。すべて5mに入るのか、赤いところだけなのか。

事 務 局 赤いところはまさに5m以内であると思う。中の黒いところよりも道路境界からの延長だと5m以内のものもあり、11番真ん中のほうは5mに若干足りてないところもあるかと思う。今の基準のままであると、仮に先程の議論ですべてを指定したとしても5mより内側に入った場合は単発で出している剪定の補助金になり得ない可能性はある。

議 長 公開しなければならないというのは、仮に3ページの14本が指定されると、マンション内の共用スペースが公開されるということか。それとも別の意味での公開なのか。

事 務 局 公開という言葉も、立ち入って近くまで行くのか、遠巻きからみるのか、いろいろあるかと思うが、公開という記述しかないのもともとは大きなお屋敷の中に立っている立派な大木のようなものを想定し、公開という言い方をこれまでしてきたかと思う。今回マンションの敷地という例がない中で、補助要綱の公開という言葉があることから、そこも本日議論いただいたことを踏まえて市も考えていかななくてはいけないと考える。そこを踏まえたうえで、補助金要綱は変えていく必要があるのではないかと考える。

議 長 先程の議題もそうだが、つきつめて考えだすと大変なことになりそうな気がするので、全てを厳密に逐一規定することは必ずしも正解ではないと思う。もう少し話の交通整理していただくと皆さん議論しやすくなるのではないかとと思う。

委 員 「公開しなければならない」とプライバシーの侵害の問題で、住民のなかで歓迎しない人もいるのではないかとと思う。そこまで本当に細かく、難しい問題なので根本的に考え直していかないと難しいと思う。

事 務 局 いただいた意見を参考に検討させていただきたいと思う。

委 員 補助金交付要綱をみると「所有者または地上権その他土地の使用及び収益を目的とする権限を有する者」が行なう樹木剪定、単純に言うと地主か使用収益の権限のある者しか申請できないということである。そうするとそもそも共用マンションの区分所有者である全員が賛成しないとできないのではないかと、管理組合自体が申請者になりうるのかとか、そういう問題が別にあるのではないかと気がして、相当難しそうだと感じる。

事 務 局 維持管理経費補助要綱についての指摘であるが、最初のマンションについて

は、保存樹木の指定を受けるかどうかということであって、今ご指摘いただいた保存樹木を指定した後で管理に係る補助金をあげていくということについては、保存樹木を指定した後のことであると考えます。

委員 制度が別なのはわかるが、指定されたら申請できるのではと思ってしまう。指定したけど申請する権限はないですよというのはトラブルのもとになるのではないかと。指定は指定、補助金申請は申請というのはわかるが、全体の流れのなかでは、それは一体不可分だとすれば、最初は良かったが、次はだめといわれると、まさしく苦情がでてくるのではないかと。

議長 委員の皆様のご意見を聞いてみると、全体のなかで5mのことであるとか、公開のことについて、きちんと整理したうえで生垣の追加というのが順序としてはよいのではないかと。

委員 1本につき10万円、保全緑地1か所につき30万円、予算の範囲内で交付するという事は、先程の資料7ページをみると、例年150万円の予算で、どんどん上がってきている。極端な話このままいくと、生垣がどうのという前に、お金がないのではということにならないか。

事務局 そういう懸念はある。

委員 ルール作りが先だが、このように基準の内容の緩和が出てきて、広げていくという目的を考えると、このような事例が出てきたから予算を増やすとか、予算を取ろうということはないのか。

事務局 予算を取る、取らないということは、現時点では未定である。こういう問題があるので、委員の皆様のご意見を伺いながら基準を作っていくというのが今回である。

委員 このマンションは剪定をしっかりと行なっているのが美しいわけで、タダではできない。公共性があり、可能であれば予算の枠を広げたほうがよい。ということで川口市の緑のイメージが良くなり、緑は分かり易いと思う。緑の拡充で剪定されたみどりは美しく、公道面に民間のマンションの公開性をもって行っているのは、行政としては分かり易くてよいことだと思う。どんどんやってもらいたい。

委員 私もみどりが好きなので、新しく保存樹木を増やして予算の拡充をしてほしい。苦情があるのは落葉樹が多いと思うが、例えば常緑樹オリーブなどを増やしていくと維持管理費用もずいぶん抑えられつつ、緑も増やせるのかと思うがいかがか。

事務局 参考にさせていただく。

議長 皆さんご意見いただいて、細かく決めてもという話もあったので、やはり一つ分かり易い話として、例えば人に被害があることは絶対にゼロにするとか、

皆さん何かしら間違いないような目標というか、それが指針になり得るかどうかわからないが、それで判断していくような感じで詰めていければいいのかと思う。引き続き事務局のほうで検討をお願いする。

議 長 続いて「議題（２）③第２次川口市緑の基本計画における進捗管理について」事務局に説明を求める。

議 長 確認だが今後、緑の基本計画があって、計画に基づいてやっています。ということをご報告いただき、その時に案の１のような形にするか案の２のようにするかということについてご意見をいただくということか。

事務局 その通りである。

議 長 最初に説明いただいた、その報告が今年度の後半の委員会でご報告をいただくことになるのか。

事務局 来年度委員の改正が５月ぐらいにあるので、開催は少し遅れると思うが、今年度の見解については来年早々になると思うが、ご報告させていただく。

委 員 案２のほうが一つつひとつの取り組みについて個別に細かく進捗状況をご説明いただくような形で、案１のほうはもう少し上のレベルでまとめていただきご説明いただくというご提案だと思うがいかがか。計画になっているので案１と案２でやることは変わらないが、報告の仕方として変わるということか。

事務局 そのとおりである。

議 長 そうであれば案１のようにしていただければ、個人的には分かり易いし、案２だと逆にほとんど何も記述がないところが多くなってしまう恐れもある。ある程度まとめていただいている案１のほう希望である。

委 員 細かすぎるとわからなくなってしまう。

委 員 なるべく数値を多く入れてもらいたい。検討しているということも含めてどの程度検討しているのかというのを具体的に目で見えるような、数字が入るものは数字で入るように工夫してもらえほうが分かり易い説明ができる。

議 長 続いて「議題（３）その他」について事務局より説明を求める。

事務局 「スポンサー付フラワーロード事業」の説明

副会長 閉会挨拶

閉 会

以上